

1 大気基準適用施設の報告状況

(1) 排出ガス自主測定結果報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成31年4月1日時点で届出されている大気基準適用施設は110施設で、令和元年度中に新設2施設、廃止2施設がありました。

排出ガス中のダイオキシン類の自主測定結果の知事への報告は、84施設、未報告は0施設でした（表1）。報告された84施設すべてにおいて、排出基準の超過はありませんでした（表2）。

（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られます。）

表1 排出ガスの自主測定実施状況

特定施設の種類	届出施設数※ ³ (H31.4.1時点)	報告状況内訳（）内は新設分で内数			
		報告	未報告	休止等※ ¹	廃止※ ²
アルミニウム合金 製造施設	20	20	0	0	0
廃棄物焼却炉	90	64	0	26(2)	2
合計	110	84	0	26(2)	2

※1 「休止等」は、令和元年度の全期間にわたり休止していた施設および使用開始前の施設の数。

※2 「廃止」は、令和元年度中に測定が行われず廃止された施設の数。

※3 「届出施設数」は、H31.4.1時点の数であるため、報告状況内訳の合計とは一致しない。

表2 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類※ ¹		報告数※ ²	排出基準 超過施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
アルミニウム合金 製造施設	①	14	0	0.030～1.0	5	
	②	14	0	0.00030～0.43	1	
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	①	-	-	1	
		②	4	0	0.00000078～ 0.00067	0.1
	4t/h未満～ 2t/h以上	①	24	0	0～0.37	5
		②	15	0	0～0.040	1
	2t/h未満～ 200kg/h以上	①	14	0	0.0020～3.2	10
		②	25	0	0.0000084～2.5	5
	200kg/h未満	①	15	0	0.012～0.84	10
		②	10	0	0.0095～2.3	5
合計		135	0			

※1 特定施設の種類の欄中の①はダイオキシン特措法が施行された平成12年1月15日までに設置された施設、②は平成12年1月15日以降に設置された施設。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の許可施設については、①は平成9年12月1日までに設置された施設、②は平成9年12月1日以降に設置された施設。

※2 延べ報告数（1施設において複数回分の結果報告を受けた場合、報告数分カウントする）のため、表1の内訳の報告数とは一致しない。

(2) ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。特別管理廃棄物に該当するものが3件（1事業場）ありましたが、廃棄物処理法に基づき適正に処分されました。

表3 廃棄物焼却炉のばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告数 ^{※1}	特別管理廃棄物 ^{※2} 該当施設数	自主測定結果 ^{※3} (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)	未報告
ばいじん	103	3	0~18	3	0
燃え殻	68	0	0~0.33	3	0

- ※1 複数回測定施設、排出口が複数の焼却炉で共用となっている施設、ばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があることから、表3の報告数が表1の施設数とは一致しない。
- ※2 特別管理産業廃棄物または特別管理一般廃棄物
- ※3 処理基準が適用されない施設の結果（平成12年1月15日において現に設置され、または設置の工事がされていた廃棄物焼却炉（旧炉）において生じたばいじんについては、セメント固化や薬剤処理等により適正に処理されている場合）は含めていません。

2 水質基準適用事業場の報告状況

滋賀県内（大津市除く※）で、平成31年4月1日時点で届出されている水質基準適用事業場数は12事業場でした。（※大津市に所在する施設については、大津市長へ届け出られます。）

令和元年度において、自主測定義務対象外の事業場を除く4事業場について、排出水中のダイオキシン類自主測定結果が報告されました（表4）。報告のあったすべての事業場で基準に適合していました（表5）。

表4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

特定施設の種別※4	届出 事業場数 (H31.4.1時点)	報告状況内訳				
		報告	未報告	休止等※1	廃止※2	対象外※3
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	3	1	0	0	0	2
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設 及び生ずる灰の貯留施設	7	1	0	0	0	6
廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分 離施設	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設	2	2	0	0	0	0
合計	12	4	0	0	0	8

- ※1 「休止等」は、令和元年度の全期間にわたり休止していた施設を有する事業場の数、および使用開始前の施設を有する事業場の数。
- ※2 「廃止」は、令和元年度中に測定が行われず廃止された施設を有する事業場の数。
- ※3 「対象外」は、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域に排水がないため、自主測定の必要のない事業場の数。
- ※4 1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の欄にのみ記入。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類※1	報告 事業場数	基準超過 事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/リットル)	排出基準 (pg-TEQ/リットル)
アルミニウム合金製造施設 から発生するガス処理施設	1	0	0.000022	10
廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設 及び生ずる灰の貯留施設	1	0	0	10
下水道終末処理施設	2	0	0.000057～0.00067	10
合計	4	0		

※1 1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の欄にのみ記入。

【参考】

単位について

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを意味する。

TEQ : 測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に国際毒性等価係数 (I-TEF ; International Toxicity Equivalency Factor) を乗じて、毒性等価換算濃度 (TEQ ; Toxicity Equivalency Quantity) により表した毒性等量と言う。ダイオキシン類の中で最も毒性の強いと言われている2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-パラジチン)の毒性を1とし、ダイオキシン類の各異性体のI-TEFを乗じ、2,3,7,8-TeCDDの毒性に換算して合計したもの。

m³N : N (ノルマル) とは、気体は温度や圧力によって体積が変化するので、0℃、1気圧に換算した状態の気体の体積を表している。

ダイオキシン類に係る廃棄物処理法とダイオキシン特措法の規制について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

廃棄物処理法 許可対象施設

- (焼却能力200kg/時または火格子面積2.0m²以上の焼却炉等)
- 施設設置の許可 (第15条)
 - 許可施設の構造基準 (第15条の2)
 - 許可施設の維持管理基準 (ダイオキシン類排出濃度を含む) (第15条の2の3)
 - 維持管理基準に適合していないと認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第15条の2の7)
 - 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出 (第9条の3)

ダイオキシン特措法 届出対象施設

- (焼却能力 50kg/時または火床面積 0.5m²以上の焼却炉)
- 施設設置の届出 (第12条)
 - ダイオキシン類の排出濃度の基準値 (第20条)
 - 排出基準超過が継続するおそれがあると認めるときは、改善若しくは一時停止を命ずることができる。(第22条)
 - 施設設置者による自主検査結果の県へ報告、県による当該結果の公表 (第28条)

ばいじんおよび燃え殻の処理基準

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじんおよび燃え殻については、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるものは、廃棄物処理法に基づく特別管理産業(一般)廃棄物に該当し、その処理基準に従った処理が必要となる。

(ただし、平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされていた施設において生じたばいじんおよび燃え殻については、廃棄物処理法が定める方法により処分を行う場合に限り、特別管理産業(一般)廃棄物に係る処理基準は適用されない。)